

「豊島区防災災害対策基金」の設置について

1 設置目的

首都直下地震及び南海トラフ地震等、近い将来、大規模災害の発生が予測される中、防災・減災対策がますます重要となっている。これにあわせて、発災後の応急復旧対策の推進についても、熊本地震等の大規模災害を教訓とし、これまで以上に迅速かつ実践的な対策が求められる。

区民の生命・財産を守るため、防災・災害対策に要する財源を基金として積み立てることにより、今後の総合的、計画的な防災施策の推進に資するため、「豊島区防災災害対策基金」を設置する。

2 基金の積立

- (1) 積立金額 500,000 千円
 (2) 積立方法 一般財源を予算の範囲内で基金に積み立てる。

3 基金の活用方法について（充当事業）

(設置)

第1条 災害の予防、応急対策及び復旧等に要する経費に充てるため、豊島区防災災害対策基金（以下「基金」という。）を設置する。

(1) 災害の予防に要する経費

防災・減災対策の推進のために要する経費に活用する。

平成 29 年度充当事業	29 年度見込額
防災普及啓発の推進（感震ブレーカー設置経費への助成）	2,000 千円
防災行政無線の機能強化（デジタル化）	106,380 千円
帰宅困難者対策の推進	42,426 千円
AED（自動体外式除細動器）の設置推進	2,448 千円
計	153,254 千円

(2) 災害発生時における応急対策及び復旧等に要する経費

首都直下地震をはじめとする大規模災害、及び台風・集中豪雨・竜巻等による風水害等、区内で発生した各種災害による被害への応急復旧対策に要する経費に活用する。

平成 29 年度充当事業	29 年度見込額
救援センター等における備蓄物資の拡充	6,314 千円
総合防災システムの機能強化	20,646 千円
災害医療救護態勢の整備	2,067 千円
計	29,027 千円

4 施行日

公布の日から施行する。